

事業概要シート

施策	0203	教育環境の充実	《》の金額	現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	中学校遠距離通学対策事業		拡充	12,598 千円
事業期間	昭和43年度 ~		予算額	《 12,907 》千円
根拠法令要綱等	大村市遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱、 大村市立小学校特別転入学児童通学費補助金交付要綱		財源内訳	
			国庫支出金	千円
			県支出金	千円
			地方債	千円
			その他	407 千円
			一般財源	12,191 千円

【事業の目的・概要・対象】

<p>＜事業の目的・概要＞</p> <p>市立中学校における義務教育に係る保護者の負担の軽減を図り、義務教育の円滑なる実施に資するため、補助対象生徒の保護者に対して年間を通して利用できる通学乗車証を発行する。</p> <p>自宅から学校までの通学距離に応じて補助割合が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5km以上6km未満 75%補助 ●6km以上 100%補助 <p>対象人数（令和7年11月1日現在）</p> <p>75%補助 14人</p> <p>100%補助 85人</p>

【特別転入学制度にかかる補助対象者の拡大について】

<p>特別転入学制度を利用して小学校へ通学していた児童が当該小学校の通学区域内である中学校に通学する場合については、指定校変更として取扱い、通学費の補助は行っていない。</p> <p>しかしながら当該指定校変更は「大村市立小・中学校指定校変更・区域外就学許可基準」において、特別転入学制度による指定校変更の一部として整理されている。</p> <p>以上のことから、小学校の特別転入学制度と同様に、特別転入学をしていた小学校を卒業した後に同校区内の中学校に通学する場合は、その通学距離に応じて補助を実施することとしたい。</p> <p>なお、距離基準は大村市遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱の中学校に準じることを想定している。</p> <p>令和8年度想定対象人数 5人</p>

【背景】

<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号において、適正な学校規模の条件として示される通学距離は中学校で六キロメートル以内であることとされていることから、それを超過して通学を要する生徒に対し本補助事業を実施することにより同第4条第3項により規模条件を満たすものである。</p>
--

担当課	教育委員会教育総務課	課長	楠本 奈津子
担当者	山田 雄大	問合せ先	0957-53-4111 (376)

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	申請者数（対象となった生徒数）	人	96	93	93	93	93
②							

【成果指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①							
②							

【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	10,292	9,906	12,907	12,598	12,598	12,598	70,899
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他				407	407	407	1,221
一般財源	10,292	9,906	12,907	12,191	12,191	12,191	69,678
人件費	1,141	374	757	757	757	757	4,543
職員(人)	0.15人	0.05人	0.10人	0.10人	0.10人	0.10人	0.60人
時間外勤務(h)	25h	5h	15h	15h	15h	15h	90h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	11,433	10,280	13,664	13,355	13,355	13,355	75,442

妥当性 (市の関与)	学校の設置者として市の関与を要する。
有効性 (施策貢献度)	当該施策により適正な学校の規模を満たすものと解されることから有効性が高い。
効率性 (コスト)	本市独自の条件についても一定の保護者負担のもと実施しており、効率性は高い。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり